

## 市からのお知らせ

### くらし

#### ひとり親家庭等 自立支援給付金について

ひとり親家庭の父または母が、就職に役立つ技能や資格の取得のため講習を受講する場合や、養成機関で修業する場合などに、給付金が支給されます。

※講座を受講する前に、事前相談のうえ、講座の指定を受けることが必要です。支給を希望される方はご相談ください。

※末子の年齢が20歳未満のみ対象となります。

※過去に支給を受けたことがあ  
る方は対象となりません。

※全ての給付金に上限額下限額  
があります。

#### 【自立支援教育訓練給付金】

雇用保険制度の教育訓練給付金の対象として厚生労働大臣が指定する講座の受講を修了した方に支給されます。

**対象者**／母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方

#### 支給額／

①一般教育訓練・特定一般教育訓練対象講座を受講する場合は、対象講座の受講料の最大6割相当額

②専門実践教育訓練対象講座を受講する場合は、対象講座の受講料に対し、最大8割5分相当額

※雇用保険制度で教育訓練給付金を受ける場合は、雇用保険制度での給付金との差額

#### 【高等職業訓練促進給付金】

就職に必要な資格を取得するために、6か月以上養成講座で修業する方に支給されます。

**対象者**／児童扶養手当の支給を受けている方と同等の所得水準にある方

**対象資格**／看護師(准看護師)・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士など

**支給期間**／修業期間の全期間(上限48か月)

※修業期間は、対象資格の取得のために必要な最小限度の期間とします。

※修業期間の途中で申請された場合は、修業当初からのさかのぼり支給はできません。

#### 支給額／

市民税非課税世帯 月額10万円

市民税課税世帯 月額7万500円

高等職業訓練促進給付金を受給している方を対象に、入学準備金や就職準備金の貸付制度もあります。

この貸付金は、取得した資格を活かして一定期間修業を続け、支給要件を満たした場合に、償還が免除されます。

☎子育て支援課 ☎(55)7118

### くらし

#### ひとり親家庭等高等学校卒業程度 認定試験合格支援給付金について

ひとり親家庭の父または母および児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し対象講座を受講する場合に、給付金が支給されます。

**対象者**／ひとり親家庭の父または母および児童で、母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方

※高等学校等就学支援金制度の支給対象となる方は対象となりません。

**支給額**／※通信制の場合

・受講開始時給付金  
対象講座の受講料の4割相当額

・受講修了時給付金  
対象講座の受講料の5割相当額から受講開始時給付金

の支給額を差し引いた額

・合格時給付金(受講修了日から起算して、2年以内に全科目合格した場合に限る)

対象講座の受講料の1割相当額

※通学または通学・通信制併用の場合は上限額が変わりますので、お問い合わせください。

※大学入学資格を取得している方は対象外となります。

☎子育て支援課 ☎(55)7118

### くらし

#### 戸籍のフリガナ通知(ハガキ)のご確認はお済みですか？

愛西市に本籍がある方へ、戸籍に記載する予定のフリガナの通知(ハガキ)をお送りしました。

フリガナが誤っている場合は、届出が必要です。詳しくは、ハガキをご確認ください。

市外に本籍地がある方は、本籍地の市区町村より通知が届きます。



☎市民課 ☎(55)7112

### くらし

#### 「愛知県最低賃金」が10月18日から 時間額1,140円に改正されました

愛知県最低賃金は、県内の事業所で働くすべての労働者(常用・臨時・派遣・パート・アルバイト等)に適用されます。

詳しくは、津島市労働基準監督署にお尋ねください。

☎津島市労働基準監督署

☎(26)4155